

ぐうっと！かこがわ奨学金返還支援補助金 申請の手引き



加古川市では、中小企業等と大手企業の賃金格差に対する経済的支援と、若者勤労者の市内定着及び転入の促進を目的として、加古川市内に居住し、かつ、中小企業等へ就職された方が返還する奨学金の一部を補助します。

1. 対象要件

次の要件をすべて満たす方

- (1) 大学等に進学し、在学中に独立行政法人日本学生支援機構の奨学金（第1種・第2種）の貸与を受けた方
- (2) 月賦又は月賦・半年賦併用により返還すべき奨学金を返還している方
- (3) 平成5年4月2日以降に生まれた方 又は 前年度に当該補助金の交付を受けた方
- (4) 令和7年1月1日現在において市内に住所を有し、かつ現に居住している方
- (5) 次のア・イのいずれかに該当する方
 - ア 平成30年4月1日（※注1）から令和6年12月31日までの間に、中小企業等（※注2）に正規雇用（※注3）され、かつ、令和7年3月1日まで継続して雇用される方
 - イ 平成30年4月1日から令和5年12月31日までの間に、中小企業等に正規雇用 に準ずる形で雇用（※注4）され、かつ、令和7年3月1日まで継続して雇用される方
- (6) 過去において当該補助金を36箇月受けていない方
- (7) 他の奨学金返還補助を受けていない方（※注5）
- (8) 暴力団及び暴力団員並びにこれらのものと社会的に非難されるべき関係を有しない方
- (9) 加古川市税を滞納していない方

※注1 平成30年3月に大学・高校等を卒業し、平成30年3月31日までに正規雇用された方については、平成30年4月1日に正規雇用されたものとみなします。

※注2 「2. 対象となる中小企業等」をご確認ください。

※注3 雇用期間の定めがなく、常勤している雇用形態（役員及び個人事業主を除く。）をいいます。

※注4 雇用契約上の1週間の所定労働時間が20時間以上かつ、正規雇用の方の所定労働時間の4分の3以上である雇用形態をいいます。

※注5 一般財団法人兵庫県雇用開発協会の中小企業奨学金返済支援制度（兵庫型奨学金返済支援制度）との併用は可能ですが、補助金の支給額については調整（差引）を行います。

2. 対象となる中小企業等

「中小企業等」とは次のとおりです。

- (1) 社会福祉法人
- (2) 資本金の額又は出資の総額が3億円以下の法人（資本又は出資を有しないものを含む。）及び個人並びに常時使用する従業員の数が300人以下の法人及び個人

※ただし、次の法人は補助の対象となる「中小企業等」に該当しません。

- (ア) 保険業法に規定する相互会社
- (イ) 国、法人税法第2条第5号に規定する公共法人（国立大学法人、地方公共団体、独立行政法人 など）、国家公務員退職手当法第7条の2第1項に規定する公庫等
- (ウ) 国又は普通地方公共団体が資本金、基本金その他これらに準ずるものの2分の1以上を出資している一般社団法人、一般財団法人、公益社団法人、公益財団法人若しくは株式会社

3. 補助内容

令和7年3月1日 時点の勤務地	補助率（※注6）	上限額（※注7）
市内	補助対象期間中に返還した奨学金の 10分の10	補助対象期間（※注8）×2万円 （年間最大24万円）
市外	補助対象期間中に返還した奨学金の 2分の1	補助対象期間×1万円 （年間最大12万円）

※注6 繰上返還により返還した奨学金の額は補助の対象外です。

※注7 補助金は最大36箇月まで受けることができます。（毎年度申請が必要）

※注8 補助対象期間については、「4. 補助対象期間」をご参照ください。

4. 補助対象期間

令和6年4月から令和7年3月のうち、中小企業等に雇用された日（正規雇用の場合は雇用日、正規に準ずる雇用の場合は雇用から1年を経過した日）以降、奨学金を返還している期間が補助対象期間（月単位・上限36箇月）となります。（ただし、奨学金返還口座の残高不足等により3月分が引落不能となった場合は、令和7年2月までの期間）

中小企業等に雇用された日（正規雇用の場合は雇用日、正規に準ずる雇用の場合は雇用から1年を経過した日）がその月の16日以降である場合、補助対象期間は翌月の1日が始期となります。

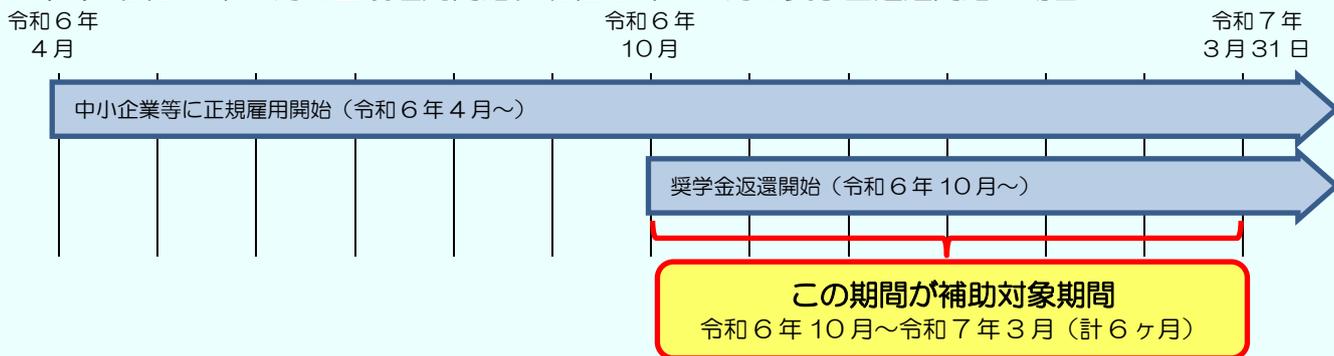
なお、以下の場合は、補助金を受けることができませんのでご注意ください。

- 令和7年1月1日時点で、市内に住所を有していないとき
- 令和7年3月1日時点で中小企業等に正規雇用されていない場合（交付申請時に就職していた中小企業等を退職したとき等）または正規に準ずる雇用形態で継続して雇用されていない場合（1週間の所定労働時間が20時間を下回ったとき、正規雇用の4分の3を下回ったとき等）

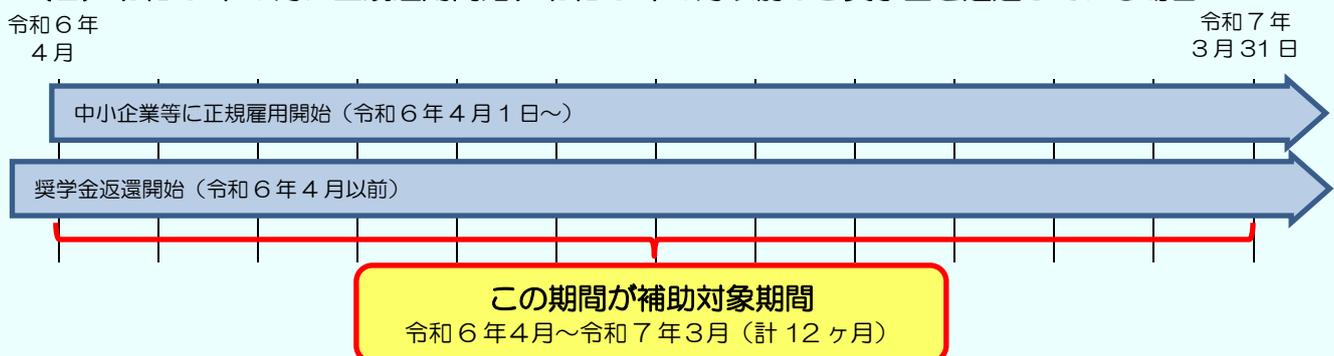
※具体的な補助対象期間の例については、次のページをご覧ください。

※補助対象期間の例

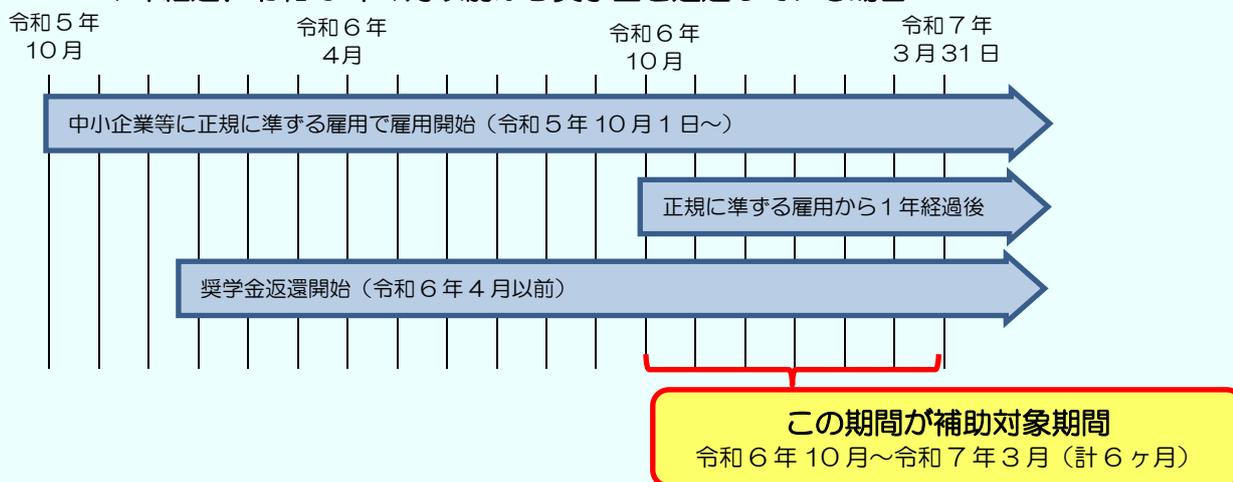
(1) 令和6年4月に正規雇用開始、令和6年10月に奨学金返還開始の場合



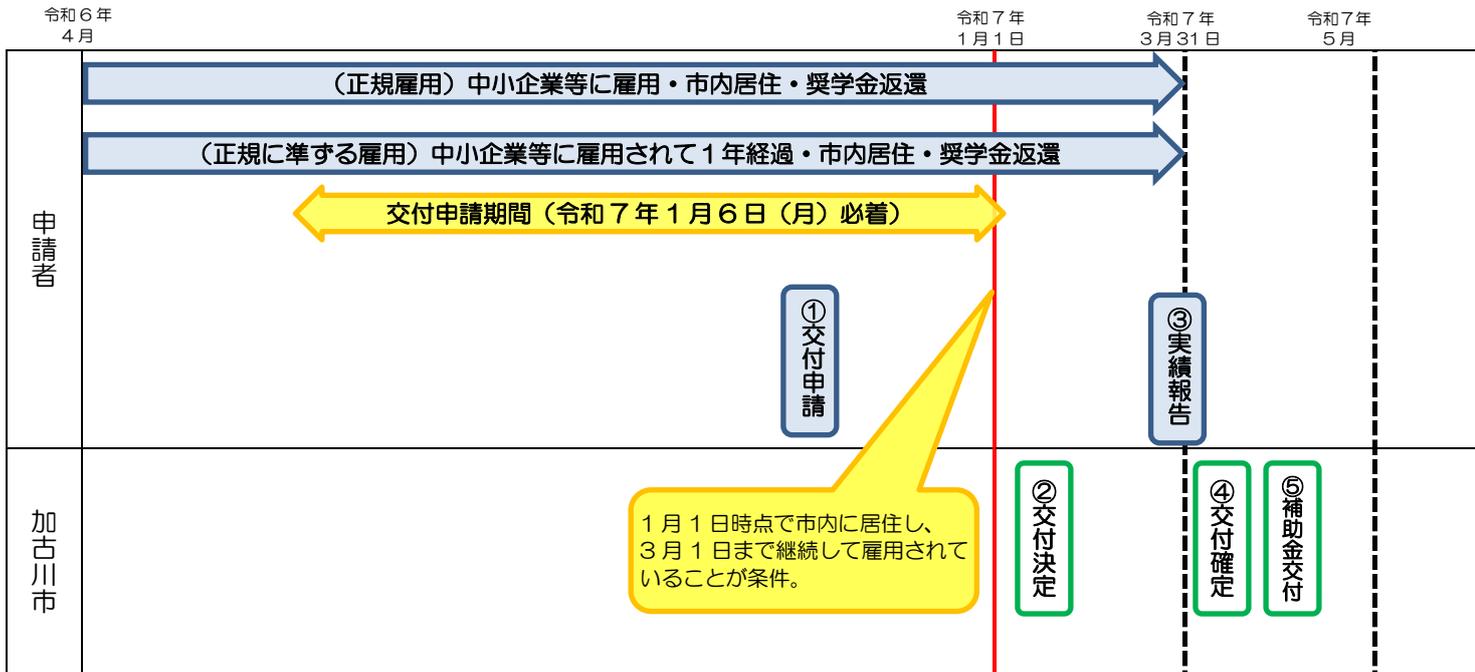
(2) 令和6年4月に正規雇用開始、令和6年4月以前から奨学金を返還している場合



(3) 令和5年10月に正規に準ずる雇用で雇用開始、令和6年10月に正規に準ずる雇用から1年経過、令和6年4月以前から奨学金を返還している場合



5. 申請から交付までの流れ



① 交付申請 (申請期限: 令和7年1月6日(月) 必着)

補助金を受けようとする方は、必要書類を添えて、交付申請書を交付申請期間内に提出してください。申請期限にかかわらず、なるべく早く申請してください。

② 交付決定 (令和7年1月~2月)

提出された交付申請書類を審査し、交付(不交付)決定通知書を送付します。

③ 実績報告 (実績報告期限: 令和7年4月7日(月) 必着)

3月分の奨学金返還を確認後、就労証明書(3月1日時点)などの必要書類を添えて、実績報告書を提出してください。期限内に、実績報告書が提出されない場合、交付決定を取り消します。

④ 交付確定 (令和7年4月~5月)

提出された実績報告書を審査し、補助金額を確定の上、交付確定通知書を送付します。

⑤ 補助金交付 (令和7年4月~5月)

指定された口座へ補助金を支払います。

6. 交付申請

- (1) 申請方法 申請書を郵送にて提出
- (2) 申請先 加古川市 産業振興課 労働政策係（加古川市役所新館3階）
- (3) 申請期限 令和7年1月6日（月）【必着】
- (4) 申請に必要な書類（必要に応じて、別途書類の提出を求める場合があります。）

必要書類	備考
①交付申請書（様式第1号）※	記入もれに注意（署名など）
②中小企業等に雇用されていることが確認できる書類	健康保険証、雇用契約書 などの写し
③日本学生支援機構が発行する補助対象期間における奨学金の返還金額や返還方法の詳細が確認できる書類	スカラネット PS 「詳細情報」、奨学金返還口座振替（リレー口座）加入通知・振替案内 などの写し
NEW ④奨学金の返還実績が確認できる書類	通帳 などの写し（4月から申請時点の直近の月まで）

※書類は加古川市ホームページ又は産業振興課窓口で取得できます。

7. 実績報告・補助金請求

- (1) 提出方法 実績報告書・補助金請求書を郵送にて提出
- (2) 提出先 加古川市 産業振興課 労働政策係（加古川市役所新館3階）
- (3) 提出期限 令和7年4月7日（月）【必着】
※令和7年3月分の奨学金返還を確認後、提出してください。
- (4) 申請に必要な書類（必要に応じて、別途書類の提出を求める場合があります。）

《実績報告》

必要書類	備考
①実績報告書（様式第6号）※	記入もれに注意
②補助対象期間における奨学金の返還が確認できる書類	奨学金返還額が確認できる引き落とし口座の写し（申請時に提出いただいた月以降のもの）、奨学金返還額証明書など（証明日が令和7年3月31日以前のものに限る）
③就労証明書（様式第7号）※	令和7年3月1日現在の就労状況について事業所で証明を受けてください。（証明日が令和7年3月31日以前のものに限る）
④アンケート	

《請求書》

必要書類	備考
①補助金請求書（様式第9号）※	
②振込先口座（金融機関名、支店名、口座番号、口座名義人）を確認できる書類	通帳、キャッシュカード などの写し

※書類は加古川市ホームページ又は産業振興課窓口で取得できます。

8. その他

偽りその他不正な手段により補助金の交付を受けたときは、補助金を返還していただきます。

【お問い合わせ先】

〒675-8501 加古川市加古川町北在家2000番地
加古川市 産業振興課 労働政策係（加古川市役所 新館3階）
電話：079-427-3074 FAX：079-424-1373
受付時間：午前8時30分～午後5時15分（正午～午後1時及び土日祝を除く。）



↓切り取って封筒に貼って投函してください。（要切手）

〒675-8501 加古川市加古川町北在家 2000
加古川市役所 産業振興課 労働政策係 行

